

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報等（個人情報及びこれに準ずる秘密とすべき情報を含む。以下同じ。）の取扱いに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他の関係法令等の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報等の内容を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報等の内容を他に漏らし、又は不当な目的に使用させないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集又は利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報等を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行わなければならない。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報等が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報等が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報等が記録された資料等を、業務完了後、速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(安全管理措置)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報等又は業務を処理するために知り得た個人情報等に特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）が含まれるときは、番号法その他の関係法令等の規定に基づき発注者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 受注者は、受注者の支配が可能な範囲において、特定個人情報の情報漏えい等に関し責任を負うものとする。

3 受注者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握したときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

4 発注者は、前2項の規定による措置の実施状況又は情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候に関して必要があると認めるときは、受注者に対して当該措置の実施状況及び当該事案の発生若しくは兆候について報告を求めることができるものとする。

5 発注者は、個人情報等の取扱いに関して必要があると認めるときは、実地調査を行うことができるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報等取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

備考 第8の「発注者が果たすべき安全管理措置と同等の措置」については、次の事項によるものとする。

(1) 特定個人情報管理責任者の選定

受注者は、安全管理措置を講ずるための組織体制を整備するため、受注業務全般に関する権限及び責任を実質的に有する組織上の一定の職位にある者を特定個人情報管理責任者として選定し、特定個人情報の適切な管理を行うものとする。

- (2) 特定個人情報を取り扱う職員及びその役割並びに取り扱う特定個人情報の範囲の指定
特定個人情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う職員とその職員の役割を指定するとともに、取り扱う特定個人情報の項目の範囲を指定し、当該職員に周知するものとする。
- (3) 特定個人情報を取り扱う職員に対する教育及び監督
特定個人情報管理責任者は、当該職員に対して特定個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うとともに、特定個人情報が適切に取り扱われるよう、当該職員に対して適切な監督を行うものとする。
- (4) 特定個人情報の利用及び保管の状況についての記録の実施
特定個人情報管理責任者は、特定個人情報の利用及び保管の状況について、文書又は電磁的記録による記録をとり、その管理状況を把握するものとする。
- (5) 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域の明確化
特定個人情報管理責任者は、執務室又は作業所等について特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、当該職員に対しその旨を周知するものとする。
- (6) 特定個人情報の情報漏えい等の防止措置
特定個人情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域以外の区域への特定個人情報の無断の持出しを禁じるほか、特定個人情報を取り扱う機器、電磁記録及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための物理的な安全措置を講じるとともに、アクセス権限等の制御による不必要な接触を排除する等の情報漏えい等の事案の発生を防止する対策を実施するものとする。
- (7) その他の必要な措置
前各号に掲げるもののほか、受注者は、番号法その他の関係法令等の規定に基づく適切な措置を行うものとする。

注1 「発注者」は滝川市、「受注者」はこの契約による業務を受注した者をいう。

- 2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。